三　買入手形勘定
四　買入金銭債権勘定
五　商品有価証券勘定（特定取引勘定設置銀行以外の銀行に限る。）
六　特定取引資産勘定（特定取引勘定設置銀行に限る。）
七　金銭の信託勘定
八　有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）
九　外国為替勘定
十　その他資産勘定のうち次に掲げる勘定
イ　先物取引差入証拠金勘定
ロ　先物取引差金勘定
ハ　金融商品等差入担保金勘定
ニ　リース投資資産勘定（法第十条第二項第十八号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

第十四条の二第一項中「法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人」を「銀行の同一人（法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）」に、「第十四条の五第二項」を「第十四条の五第二項第一号」に改め、「される信用の供与等」の下に「（銀行その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）」を加え、同項第三号中「株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、」を「出資又は同条第四項第四号、第七号若しくは第八号に掲げる勘定に計上されるものの」に改め、同項第四号中「前条第四項第一号」を「前条第四項第八号」に改め、同項第五号中「前条第四項第一号から第四号までに掲げるもの」を「前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるもの」に改め、同条第三項を削る。

第十四条の三第一項中「第四条第七項第二号」を「第四条第九項第二号」に改め、同条第二項中「第四条第七項第四号」を「第四条第九項第四号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

第十四条の四を次のように改める。

第十四条の四　法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（当該銀行と特殊の関係のある者）は、次に掲げる者とする。

一　当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）
二　当該銀行の関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

第十四条の五第五項を削る。

第十四条の六第一項中「第四条第十項第五号（令第十六条の二の二第五項において」を「第四条第十二項第五号（令第十六条の二の三第四項において読み替えて」に改める。

第十四条の七第一項中「（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項ただし書中「同項」を「令第四条第二項第一号」に改め、同条第二項ただし書中「の子法人等」の下に「（同条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条の八第二号中「関連法人等」の下に「（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を加える。

第十九条の三第三号ニ中「（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削る。

第三十四条の十五第三項中「出資の額」の下に「、劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。）による貸付けの額及び劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。以下同じ。）の引受けの額」を加え、同条第七項を削る。

第三十四条の二十三第一号中「（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条第一項及び第三十五条第三項において同じ。）」を削り、同条第二号中「（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）」を削る。

第三十四条の二十六第一項第四号ニ中「（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削る。

第三十五条第一項第二十二号中「（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号及び第三項において同じ。）」及び「（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。次号及び第三項において同じ。）」を削る。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「第四条の二第二項」を「（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第一項第一号ロ」に改め、「この項において」を削る。

第四条の四第一項中「（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第二項を「第四条第四項」に改める。

第四条の五第二項第十三号中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第五条の十一第一項中「第二十八号」の下に「。以下「連結財務諸表規則」という。」を加える。

第十二条の四中「、投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第十二条の六の次に次の三条を加える。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第十二条の七　銀行法施行令第四条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表規則第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第十二条の九第一項第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（受信者連結基準法人等）

第十二条の八　銀行法施行令第四条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社
二　銀行法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなければならない長期信用銀行その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）
三　連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十二条の九　銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとさ